



様式第5号（第3条関係）

許 可 証

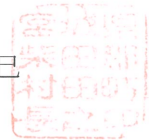
村田町指令第222号

(住所又は所在地) 村田町大字村田字西原225番地1
(氏名又は名称及び
代表者氏名) 株式会社 スパットむらた
代表取締役 千葉 智 英

令和8年3月3日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により次のとおり許可する。

令和8年3月27日

村田町長 大沼 克巳



- 許可の有効期間 令和 8年 4月 1日から
令和10年 3月31日まで
- 営業区分
収集及び運搬
- 取り扱う一般廃棄物の種類
家庭系一般廃棄物及び事業系一般廃棄物
(可燃ごみ・不ごみ・資源ごみ・粗大ごみ・リサイクル家電)
- 一般廃棄物の収集区域
村田町全域
- 処分の方法または一般廃棄物の搬入先
仙南地域広域事務組合 仙南クリーンセンター
" 仙南リサイクルセンター
株式会社このの 仙南営業所
株式会社安藤仁七商店
- 条件
 - 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等関係法令に従い、一般廃棄物の適正かつ効果的な処理を行い、環境保全と公害防止に万全を期すること。
 - 一般廃棄物収集運搬業の実績を月ごとに種類毎・排出者（場所）等の取り扱いをまとめ、翌月10日まで報告書を提出すること。
 - 本業務を継続して行う場合は、期間満了日から1ヶ月前までに許可申請をすること。
 - 本業務の遂行にあたっては、搬入施設の管理者及び町の指示に従うこと。

複写・転載禁止